

収去検査結果の概要(令和7年1月～3月)

食品等の分類	収去 検体数	検査結果	
		適	法違反
魚介類	26	26	－
無加熱摂取冷凍食品	－	－	－
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	－	－	－
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	－	－	－
生食用冷凍鮮魚介類	－	－	－
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)	28	28	－
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	233	233	－
乳製品	1	1	－
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)	－	－	－
アイスクリーム類・氷菓	－	－	－
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	32	32	－
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	74	74	－
菓子類	37	37	－
清涼飲料水	24	24	－
酒精飲料	－	－	－
氷雪	－	－	－
水	－	－	－
かん詰・びん詰食品	12	12	－
その他の食品	7	7	－
添加物及びその製剤	－	－	－
器具及び容器包装	－	－	－
おもちゃ	10	10	－
乳類	－	－	－
合計	484	484	－

主な収去検査項目は福岡市ホームページに別途掲載しています。